

2023-24シーズン

島根スサノオマジック オフィシャルファンクラブ

B-MAGIC会員規約

第1条

本規約は、株式会社バンダイナムコ島根スサノオマジック(以下「当社」とします。)が組織・運営する「島根スサノオマジックファンクラブ B-MAGIC」(以下「本クラブ」とします。)に関して、第18条に定めるプレミアム会員、ロイヤル会員、ハイグレード会員、スサノブルー会員、U-18会員、メールマガジン会員(以下「会員」とします。)に対して適用される規約(以下「本規約」とします。)とします。

第2条 (本規約の範囲)

当社の公式インターネット・ホームページ上への掲載、電子メール、各種案内等の郵便、その他当社が適切と判断する方法により当社が提示する諸規程(以下「諸規程」といいます)も、本規約の一部を構成するものとします。本規約の定めと、諸規定の定めが抵触する場合には、諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

第3条(本規約の内容及びサービスの変更)

当社は、本規約及び本クラブが会員に提供するサービス(各種の特典を含みます。以下「サービス」とします。)の内容を会員より事前の同意を得ることなく随時変更することができ、会員は、これをあらかじめ了承するものとします。

第4条 (当社からの通知)

本規約及びサービスの内容の変更等に関する当社からの通知は、別途定めがある場合を除き当社の公式インターネット・ホームページ上への掲載、電子メール、各種案内等の郵便、その他当社が適切と判断する方法によりご案内した時点からその効力を生じるものとします。

第5条 (会員)

- 1.会員とは、入会申込時において本規約の内容を承諾の上、当社指定の手続きによる入会申込みを行い、当社が入会を認めた方とします。ただし、入会申込者が申込みを行う時点において未成年の場合は、入会申込みに関し保護者の同意が必要となります。
- 2.会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に同意しているものとみなされます。
- 3.入会申込に際しては、所定の年会費を納入するものとします。

第6条 (入会の承認および取消)

当社は、前条の入会申込者が次の各号に該当する場合を除いて、原則としてその申込みを承認し、入会申込者は、当該承認の後、会員としてサービスを利用することができるものとします。ただし、当該承認後に会員が次の各号に該当していることが判明した場合、当社は、当該会員の入会申込みを取消することができるものとします。

- 1.入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
- 2.入会申込者が実在しない場合
- 3.本人の承諾なくして他人が入会申込をした場合

- 4.入会申込者がいわゆる暴力団その他反社会的組織の構成員や関係者であると当社が認める場合
- 5.入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為(入場券等の不当な売買行為)、またはショバ屋行為(座席等の不当な占拠行為)である、若しくは入会申込者がいわゆるダフ屋行為、またはショバ屋行為の常習者であると当社が認める場合
- 6.過去に当社が提供するサービスにおける会員資格を取り消された実績がある場合
- 7.本規約に違反した場合
- 8.その他、会員として不適切であると当社が認める場合

第7条（会員資格の有効期間）

- 1.本規約は2023年5月1日から施行し、会員資格の有効期間は、入会申込者が会員証を受領したときから2024年6月30日までとします。
- 2.当社およびBリーグの公式サイトを通して、年会費の支払方法をクレジットカード決済で入会申し込みを行った会員及び無料会員については、当社が事前に通知する指定期日までに次年度の有効期間の更新拒否を行わない場合には、同種の会員資格にて1年間更新されるものとします。上記会員は、有効期間が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとします。
- 3.前項の定めに関わらず、年会費、サービスの変更により、自動継続を行わない場合があります。その場合は当社の公式インターネット・ホームページ、メールマガジンにて事前通知いたします。

第8条（会員証）

- 1.当社が第5条及び第6条に基づく入会申込者の入会を承認する場合、会員番号を表示した会員証を発行し、これを会員に提供します。
- 2.会員証は、会員の氏名が記載された本人に限り利用可能とし、会員は、会員サービスの利用に際して必ず提示するものとし、提示がない場合、サービスを受けることができないものとします。
- 3.会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第24条記載の「島根スサノオマジックファンクラブ B-MAGIC事務局」宛てに連絡するものとします。
- 4.前項の会員証の紛失、盗難に伴い会員が希望する場合には、会員は当社所定の手続きを行い、当社所定の再発行手数料1,000円(税込)を負担することで、当社は会員証を再発行します。ただし、この場合、会員番号は再発行前の会員番号と別のものとなることのあるものとします。

第9条（譲渡等の禁止）

会員は、会員証、会員番号及び本規約に基づく本クラブの会員としての地位を、会員を含む第三者(以下「第三者」という)に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定、その他の担保に供与することはできないものとします。

第10条（会員情報の変更）

- 1.会員は、第5条の入会申込時に当社に届けた住所、電話番号、電子メールアドレス等の登録情報に変更が生じたときは、速やかにその内容を当社所定の方法により届け出ることとします。
- 2.会員は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届を提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより送付物の発送に関する費用が増加した場合、当該増加費用をすべて負担するものとします。
- 3.入会申込時の届出内容及び第1項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。

4.2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止いたします。

第11条(退会)

- 1.会員は、当社所定の手続を行うことにより本会を退会することができます。ただし、当社は年会費の返還をしないものとします。
2. 会員は何時にても所定の手続きを行うことにより本クラブを退会することができ、同時にその諸権利を失うものとします。

第12条(自己責任の原則)

- 1.会員は、サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとします。
- 2.サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合又は会員と第三者との間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条(営業活動の禁止)

会員は、本クラブ及びサービスを利用して営利又は宗教等の特別な目的を有する行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

第14条(その他の禁止事項)

当社は、会員が次の行為を行うことを禁止します。

- 1.本クラブ及びサービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- 2.第三者になりすまして本クラブに入会する行為
- 3.他の会員になりすましてサービスを利用する行為
- 4.特典等を第三者に販売する行為
- 5.当社又は第三者を誹謗中傷する行為
- 6.当社又は第三者に不利益を与える行為
- 7.本クラブの運営を妨げるような行為
- 8.申込書・申請書などの提出書類等において虚偽の内容を記載し、あるいは虚偽の報告をする行為
- 9.前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為、その他会員としてふさわしくない行為
- 10.前各号の行為を第三者に行わせる行為

第15条(会員資格の喪失)

1.会員は、以下の各号のいずれかに該当した場合、会員資格を喪失するものとします。

- 1)入会申込みが取消された場合
- 2)第11条に基づいて退会した場合
- 3)会員が死亡した場合
- 4)会員が本規約に違反して除名された場合
- 5)入会申込者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団(集团的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団)及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指す。)又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等(以下、まとめて「反社会的勢力等」という)に該当している場合

2.前項の場合、当社は、会員又はその相続人等に対して年会費を返却しません。

第16条（年会費等の諸費用）

1. 第7条の有効期間に対応する本クラブの年会費は、会員種別に応じて当社が別途定める年会費を支払うものとします。会員は、有効期間が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとします。（年会費が発生しない会員種別に関しても同様といたします）。なお年会費は下記の通りと定めます。

入会金一律 0円(税込)

プレミア会員年会費 110,000円(税込)

ロイヤル会員年会費 55,000円(税込)

ハイグレード会員年会費 11,000円(税込)

スサノオブルー会員年会費 3,000円(税込)

U-18会員年会費 2,000円(税込)

メーるマガジン会員 0円(税込)

2.会員は、年会費等を当社の定める方法に寄り当社の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。

3.年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。

4.当社は、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。

5.第1項の年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、原則会員の負担とします。

6.会員が当社から会員に対する送付物の送付先を日本国外に指定した場合は、会員は、送付物の郵送に必要な費用を別途負担するものとします。

第17条（本クラブの終了）

1.当社は、1ヶ月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本クラブを閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。

2.当社が前項の措置をとったことにより会員又は第三者が損害を蒙った場合でも、当社は、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第18条(免責)

当社は、会員の本クラブおよびサービスの利用により会員又は第三者が被った損害については、一切の責任を負わないものとします。

第19条(会員情報の利用目的)

1.当社は会員の個人情報を関係法令および当社が別途定める「個人情報保護方針」に従って取り扱うものとし、会員はこれを承諾するものとします。また、本条の定めは会員資格の有効期限の満了後または終了後も、有効に存続するものとします。

2.当社は、個人会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、当社関連商品及びサービスの利用履歴等会員に関する情報を取得するものとし、当該情報の保護に必要なかつ適切な措置を講じることとします。

3.当社は、取得した個人情報を以下の目的で利用いたします。

1)会員向けチケット販売、グッズ販売

- 2)会員向け特典(サービス・商品)の案内、提供、管理
- 3)会員向けメールマガジン等の提供
- 4)当社のサービス・商品等に関するアンケートの実施
- 5)新たなサービス・商品の開発
- 6)各種イベント、懸賞、キャンペーンの案内及び各種情報の提供
- 7)当社のサービス・商品提供に関する郵送、eメール等による連絡
- 8)会員個人を特定することができない形式により対外統計資料としての提供
- 9)マーケティング調査、分析、統計、市場把握
- 10)問い合わせ、依頼等への対応

第20条(個人情報の第三者提供)

当社は、法令に基づく場合その他「個人情報の保護に関する法律」に定める場合を除き、当社が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者(当社が本クラブに関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く)に対して提供しないものとする。

第21条(準拠法)

本規約の成立、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第22条(専属的合意管轄裁判所)

当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本クラブ及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、松江地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第23条(反社会的勢力の排除)

1 当社は入会申込者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団(集团的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団)及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指す。)又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等(以下、まとめて「反社会的勢力等」という)に該当していると認められる場合又はその疑いが認められる場合、入会の申込を拒否することができものとします。

2 本クラブの会員が反社会的勢力等に該当していると認められる場合又はその疑いが認められる場合、当社は、支払済みの会費を払い戻すことなく、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

第24条(問い合わせ先)

この規約についてのお問合せ、又本規約に基づく通知は、次の宛先までお願いします。

〒690-0826 島根県松江市学園南一丁目2番1号 くにびきメッセ4F

島根スサノオマジックオフィシャルファンクラブ B-MAGIC事務局

fc@susanoo-m.com

付則:本規約は、2023年5月1日より実施するものとします。